

令和7年度

募集案内

(一般枠募集出願者用)



東京都立立川国際中等教育学校附属小学校

〒190-0012 東京都立川市曙町三丁目13番15号

電話(代表)(042)524-3903

(附属小)(042)526-7075

<https://tachikawa-e.metro.ed.jp>

令和7年度における東京都立立川国際中等教育学校附属小学校（以下「本校」という。）の入学者決定は、東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和35年東京都教育委員会規則第8号）に基づき、東京都立小学校入学者決定に関する実施要綱（以下「実施要綱」という。）の定めるところにより実施する。ただし、海外帰国・在京外国人児童の入学者決定については、別に定める。

第1 出願から入学手続までの日程

事項	一般枠募集	備考
出願受付 （書類送付期間）	令和6年10月15日（火）から10月22日（火）まで インターネットを活用した出願（以下「インターネット出願」という。（別表参照））を行い、かつその他出願に要する書類については、特定記録郵便（上記出願受付期間に、立川郵便局に必着（郵便局留））により郵送したものを受け付ける（上記出願受付期間以降は受け付けない。）。 ※重要 持参による出願は認めない。	
検査 ・ 発表	第1次 【抽選】 令和6年11月12日（火） 午後2時 ※ 志願者が一定の人数を超えた場合に実施する。 【発表】 令和6年11月14日（木） 午前9時 結果照会サイト上で発表する。 第1次（抽選）通過者には、出願サイト上で受検票等を交付する。	<抽選会場> 東京都立立川国際中等教育学校附属小学校
	第2次 【適性検査】 令和6年11月23日（土）及び24日（日） ※ 検査時間は受検番号によって異なる（受検票に記載して通知する。）。 【発表】 令和6年11月30日（土） 午前9時 結果照会サイト上で発表する。	<検査会場> 東京都立立川国際中等教育学校附属小学校
	第3次 【抽選及び発表】 令和6年11月30日（土） 午前11時 ※ 抽選結果発表後、合格者及び繰上げ合格候補者の保護者を対象にした入学手続説明会を実施する。	<抽選会場> 東京都立立川国際中等教育学校附属小学校
入学手続	令和6年11月30日（土） 抽選結果発表後から 午後5時まで 12月 2日（月） 午前9時から午後3時まで	<手続場所> 東京都立立川国際中等教育学校附属小学校

（別表）インターネット出願について

入力可能期間	令和6年10月 1日（火）から10月22日（火）午後5時まで	
出願に要する書類 受付期間 （立川郵便局留）	令和6年10月15日（火）から10月22日（火）まで	
出願サイト URL 及び二次元コード	https://mirai-compass.net/usr/tyotckse/common/login.jsf	
結果照会サイト URL 及び二次元コード	https://www.go-pass.net/tyotckse/	

第2 募集人員

58人（男女各29人）

ただし、海外帰国・在京外国人児童の募集人員についての入学者決定（以下「海外帰国・在京外国人児童枠募集」という。）の実施の結果、未充足人員があった場合は、これを加えたものを募集人員とする。

第3 応募資格

第3-1 応募資格

本校の一般募集として定めた募集人員についての入学者決定（以下「一般枠募集」という。）に入学を志願することのできる者は、平成30年4月2日から平成31年4月1日までに出生した者で、①欄に該当し、かつ②欄中の(1)又は(2)のどちらかに該当する者とする。

なお、一般枠募集及び海外帰国・在京外国人児童枠募集の両方に志願することはできるが、海外帰国・在京外国人児童枠募集に合格した者の受検は認めない。

①
<p>保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、本募集案内において同じ。）と同居している者又は以下のアからエまでのいずれかに該当する者</p> <p>ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄姉等（以下「おじ等」という。）と同居している者</p> <p>イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者</p> <p>ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者</p> <p>エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者</p> <p>ただし、アからエまでのうち、父母のどちらか一方とも同居していない場合は、具申書(様式13)の提出が必要</p>
②
<p>(1) 出願時に、児童にとって通学が大きな負担とならない住居所在地として東京都教育委員会が定めた地域（以下「通学区域」という（別表）。）内に住所を有し、入学後も引き続き通学区域内から通学することが確実な者、あるいは、通学区域外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童のうち、入学日までに保護者と同居し、通学区域内へ転居することが確実な者（この場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要）</p> <p>なお、東日本大震災（平成23年3月11日発生）、平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震（平成30年9月6日発生）、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨又は令和6年能登半島地震（令和6年1月1日発生）において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、父母のどちらか一方と入学日までに通学区域内に住所を有することが確実な者又は通学区域内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。また、災害に伴う被災者は、既に通学区域内に避難し、事情により通学区域内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、具申書(様式13)を本校校長に提出すること。</p> <p>(2) 第3-2に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者</p>

(別表) 本校の通学区域 ※ この表は、令和7年度本校の通学区域を記載している。

区部	新宿区	世田谷区	渋谷区	中野区	杉並区	練馬区	
市町部	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市
	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市
	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市
	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	瑞穂町	日の出町

第3-2 応募資格審査等が必要な場合

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者は、東京都立小学校応募資格審査取扱要項（実施要綱46ページ）に定める手続等により応募資格の審査を受け、出願についての承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、本校校長が行う。

なお、次の(1)又は(2)において、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により通学区域内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい。その際、理由書（様式応6）及び父母のどちらか一方が通学区域内に志願者と同居できない理由を証明する書類の提出が必要である。(2)において、日本国籍を有する者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる通学区域内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者のうち一人以上が志願者の入学後1年以内に帰国し、通学区域内に志願者と同居することが確実にあればよい。その際、保護者の海外における勤務証明書の提出が必要である。

- (1) 前記第3-1②欄の規定にかかわらず、住所が通学区域外に存する者のうち、保護者とともに入学期までに通学区域内に転入することが確実な者
- (2) 海外に在住する者のうち、保護者とともに入学期までに通学区域内に転入することが確実な者
- (3) 前記第3-1②欄(1)なお書に該当する者は、転居に関する申立書（様式応3）及び転居を証明する書類（身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書（様式応5）及び身元引受人の住民票記載事項証明書（様式応2））並びに罹災証明書又は被災証明書等、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

第4 出願

第4-1 出願方法

志願者は、指定された入力期間中に、出願サイト上で志願者情報等を入力するとともに、本校校長宛てに、出願に要する書類を出願受付期間に必着するよう、立川郵便局に特定記録郵便（郵便局留）により提出する。インターネット出願の詳細な出願方法は別に定める。ただし、海外帰国・在京外国人児童枠募集と一般枠募集の両方に、出願する志願者の出願受付については、海外帰国・在京外国人児童枠募集第4-2-1の規定による。

なお、一度提出した出願に要する書類等は返却しない。

第4-2 出願手続

第4-2-1 志願者の手続

志願者は、出願サイト上に志願者情報等を入力し、本校に提出する。

ア 入学願書（「一般枠募集」（様式1）出願サイト上で入力）

出願サイト上に入力した事項及び添付した写真が本人のものであること、並びに本校への応募資格があることを確認し、出願する。

イ 住民票記載事項証明書（様式応2）（令和6年9月1日以降に区市町長が発行したもの）

出願時に、通学区域内に保護者ととも居住し、入学後も引き続き、通学区域内から通学することが可能な者であることを確認し、立川郵便局に特定記録郵便（郵便局留）で提出する。

ウ 応募資格審査関係書類（東京都立小学校応募資格審査取扱要項に定める。）

本募集案内第3-2に該当する者のみ。該当者は、上記イに代わりウを立川郵便局に特定記録郵便（郵便局留）で提出する。

エ 入学考査料 2,200円

出願サイト上での決済又は所定の納付書による納付とする。納付書による場合は、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書（以下「領収証書」という。）の画像を出願サイトにアップロードする。

オ 第1次（抽選）立会人承諾について（第1次（抽選）の立会人に指名されることを承諾するか否かについて出願サイト上で入力する。立会人は、承諾した出願者の保護者の中から本校校長が定める。）

第4-2-2 本校校長の手続

本校校長は、志願者について、本校への応募資格があることを確認し、出願を承認する。

第4-3 一般枠募集第1次（抽選）用番号の通知

志願者の出願を受け付けた本校校長は、一般枠募集の志願者に対し、第1次（抽選）用番号を出願サイト上で通知する。

第4-4 受検票の交付

本校校長は、第1次（抽選）通過者に対し、受検票を出願サイト上で交付する。第1次（抽選）通過者は、受検票を印刷し第2次（適性検査）時に持参する。

第4-5 応募状況の発表

本校の校内掲示及びホームページへの掲載により行う。発表の日時は、別に定める。

第4-6 インターネット出願ができない場合の出願方法

志願者は、やむを得ない事情によりインターネット出願ができない場合は、本校校長に連絡の上、本校校長宛てに、出願に要する全ての書類を書類提出期間に必着するよう、立川郵便局に特定記録郵便（郵便局留）により提出する。ただし、海外帰国・在京外国人児童枠募集と一般枠募集の両方に出願する志願者の出願受付については、海外帰国・在京外国人児童枠募集第4-2-1の規定による。

第4-7 インターネット出願ができない場合の出願手続

第4-7-1 志願者の手続

志願者は、以下の書類を立川郵便局に特定記録郵便（郵便局留）で本校に提出する。

ア 入学願書（「一般枠募集」（様式1））

入学願書に記載されている事項及び貼り付けてある写真が本人のものであること、並びに本校への応募資格があることを確認し、出願する。

イ 住民票記載事項証明書（様式応2）（令和6年9月1日以降に区市町長が発行したもの）

出願時に、通学区域内に保護者とともに居住し、入学後も引き続き、通学区域内から通学することが可能であることを確認し、提出する。

ウ 応募資格審査関係書類（東京都立小学校応募資格審査取扱要項に定める。）

本募集案内第3-2に該当する者のみ。該当者は、上記イに代わりウを提出する。

エ 一般枠募集第1次（抽選）用番号通知書（様式3）

志願者氏名欄に記名を行い、提出する。

オ 入学考査料 2,200円

領収証書については、一般枠募集第1次（抽選）用番号通知書（様式3）に貼り付け、提出する。

カ 返送用封筒2枚（一般枠募集第1次（抽選）用番号通知書（様式3）及び受検票等返送用）（注意事項は10、16、18ページ参照）

※ 320円分の切手を貼り付けたもの

キ 第1次（抽選）立会人承諾書（様式3別紙）（提出任意。立会人に指名されることを承諾する場合に立川郵便局に特定記録郵便（郵便局留）で提出する。）

第4-7-2 本校校長の手続

第4-2-2の規定を準用する。

第4-8 一般枠募集第1次（抽選）用番号通知書（様式3）の交付

郵送による志願者の出願を受け付けた本校校長は、一般枠募集の志願者に対し、第1次（抽選）用番号を記載した一般枠募集第1次（抽選）用番号通知書（様式3）を郵送により交付する。

第4-9 受検票の交付

本校校長は、第1次（抽選）通過者に対し、受検票を郵送により交付する。

第5 入学者の決定等

第5-1 入学者の決定について

入学を希望する幼児に対し、道具を適切に使用したり、指示を理解して体を動かしたりする技能、物事について考えたり発想したりする力、協調性など、本校で求められる適性をみるものとする。

第5-2 入学者決定の方法及び内容

(1) 第1次（抽選）

志願者が一定の人数を超えた場合は抽選を実施する。応募資格が認められ、かつ当選した者が第2次（適性検査）の受検資格がある者（以下「第1次通過者」という。）となる。本校校長は、公正・公平な抽選となるよう、抽選方法について適切に定める。第1次（抽選）の方法及び発表については別に定める。ただし、志願者数が第2次（適性検査）実施可能な人数以下となった場合、第1次（抽選）は実施せず、全志願者が第1次通過者となる。

(2) 第2次（適性検査）

適性検査に関する評価及び判断の取扱いについては、本校校長が適切に定める。

ア 第2次（適性検査）では、本校の教育理念及び教育方針に基づく適性検査を実施する。

イ 検査方法は、筆記、集団活動、インタビュー、運動遊び等を適切に組み合わせたものとする。

なお、集団活動において集合時刻に遅参した場合、同検査を受検することは認めない。

また、全ての検査のうち、検査を一つでも受検しなかった者は、受検を放棄したものとみなす。ただし、正当な事由により、一部受検できなかった者は、受検したものとみなす。

ウ 検査内容については、受検者の発達段階を考慮し、「遊び」の要素を取り入れて作成する。

幼児が興味や関心をもって工夫して行動したり、他者の意図を理解して対応したり、自ら考え判断したりするものなど、様々な内容を組み合わせて実施するなどして、本校の「求める児童の姿」と照らして設定した能力等を把握することができるようにする。

なお、第3次（抽選）の参加資格がある者（以下「第2次通過者」という。）の発表については別に定める。

(3) 第3次（抽選）

第2次通過者を対象に、第3次（抽選）を実施し、合格者を決定する。本校校長は公正・公平な抽選となるよう、抽選方法について適切に定める。抽選の結果、合格者とならなかった受検者については、繰上げ合格の順番を決定し、入学候補者（合格者のうち、入学手続をした者）が募集人員に満たない場合に、繰上げ合格候補者を決定する。

なお、第3次（抽選）の方法及び発表については別に定める。

第5-3 適性検査の検査時間

令和6年11月23日（土） 筆記・インタビュー・運動遊び

【男子】

	開始時刻～終了時刻		時間
	第1グループ	第2グループ	
集合	午前 8時15分 ～ 午前 8時35分	午前 9時45分 ～ 午前10時05分	20分
筆記	午前 9時00分 ～ 午前 9時45分	午前10時30分 ～ 午前11時15分	45分
インタビュー 運動遊び	午前10時00分 ～ 午前11時00分 (順番に実施)	午前11時30分 ～ 午後 0時30分 (順番に実施)	全体で60分

※ 検査終了時刻は延びる場合があります。

【女子】

	開始時刻～終了時刻		時間
	第1グループ	第2グループ	
集合	午後 0時00分 ～ 午後 0時20分	午後 1時30分 ～ 午後 1時50分	20分
筆記	午後 0時45分 ～ 午後 1時30分	午後 2時15分 ～ 午後 3時00分	45分
インタビュー 運動遊び	午後 1時45分 ～ 午後 2時45分 (順番に実施)	午後 3時15分 ～ 午後 4時15分 (順番に実施)	全体で60分

※ 検査終了時刻は延びる場合があります。

令和6年11月24日（日） 集団活動

【男子】

	開始時刻～終了時刻		時間
	第1グループ	第2グループ	
集合	午前 8時15分 ～ 午前 8時35分	午前 9時10分 ～ 午前 9時30分	20分
集団活動	午前 9時00分 ～ 午前 9時30分	午前 9時55分 ～ 午前10時25分	30分

※ 検査終了時刻は延びる場合があります。

【女子】

	開始時刻～終了時刻		時間
	第1グループ	第2グループ	
集合	午前10時05分 ～ 午前10時25分	午前11時00分 ～ 午前11時20分	20分
集団活動	午前10時50分 ～ 午前11時20分	午前11時45分 ～ 午後 0時15分	30分

※ 終了時刻は延びる場合があります。

第6 入学者を決定するための手続等

第6-1 入学者の決定の基本方針

本校校長は、第1次（抽選）と第2次（適性検査）を経たのち、第3次（抽選）の結果により入学者の決定を行う。

第2次（適性検査）の満点は、次のとおりとする。

筆記の満点	インタビュー・運動遊び ・集団活動の満点	総合成績 (得点合計の満点)
70点	30点	100点

総合成績の算出方法は、以下のとおりとする。

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">筆記の得点</div> 30点 ↓	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">インタビュー・運動遊び・集団活動の得点</div> 30点 ↓	+	30点	=	100点
70点 (換算後)					

第6-2 合格候補者の決定

本校校長は、第2により定められた男女別の募集人員に相当する人員まで、本校校長が定めた入学者の決定の方法により一般枠募集における男女別の合格候補者を決定する。

第6-3 合格者等の決定

本校校長は、第3次（抽選）により一般枠募集の合格者及び繰上げ合格候補者を決定する。

なお、第3次（抽選）が実施されない場合は、第2次通過者が一般枠募集の合格者となる。

第7 合格者等の発表

第1次通過者及び第2次通過者の発表は、結果照会サイト上で行う。第1次通過者には受検票を出願サイト上で交付する。ただし、やむを得ない事情により、郵送でのみ出願を行った者に対する第1次通過者の発表は、受検票又は第1次（抽選）不通過通知書（様式5）を郵送により交付することで行い、第2次通過者の発表は、校内掲示により行う。

第3次（抽選）の合格者の発表は、直接本人に通知することで行う。一般枠募集の合格者の発表後に一般枠募集合格通知書（様式6）を交付する。

第8 入学手続

第8-1 入学意思確認書の提出

一般枠募集の合格者は、入学手続期間内に入学意思確認書（様式10）を提出し、入学手続を行う。

入学手続期間内に入学意思確認書（様式10）を提出しない者は、合格を放棄したものとみなす。

ただし、やむを得ない事情等により入学手続期間内に入学意思確認書（様式10）を提出できない場合

には、入学手続期間内に本校に連絡し、入学意思を伝えること。本校校長は状況を把握の上、都立学校教育課高等学校教育課入学選抜担当と協議を行い、当該合格者の入学手続の扱いを決定する。

なお、やむを得ない事情とは、自己の責に帰さない事情であり、公共交通機関の遅延又は急病等により、入学手続期間を過ぎる場合をいう。

本校校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（様式11）を交付する。

第8-2 入学手続状況の発表

令和6年12月2日（月）プレス発表時刻（午後6時00分（予定））以降に、本校の校内掲示及びホームページへの掲載により行う。

第9 繰上げ合格者の決定

一般枠募集の入学手続人員が募集人員に達しない場合、本校校長は、入学手続状況の発表以降に、繰上げ合格候補者の入学意思を順位に従って電話又はその他の手段により速やかに確認し、入学意思のある者を繰上げ合格者として決定し、一般枠募集繰上げ合格通知書（様式8）を交付する。

一般枠募集繰上げ合格通知書（様式8）の交付を受けた者は、指定された手続期間内に入学意思確認書（様式10）を提出し、入学手続を行う。

指定された手続期間内に入学意思確認書（様式10）を提出しない者は、繰上げ合格を放棄したものとみなす。

本校校長は、入学手続を完了し入学許可予定者となった者に対して、入学許可書（様式11）を交付する。

なお、本校校長は、令和7年1月末日を目途として期限を定め、募集人員を充足するために、繰上げ合格候補者に対する入学意思の確認を行う。本校校長は、募集人員を充足した後、繰上げ合格者とならなかった繰上げ合格候補者に対して、入学者決定事務終了通知書（様式9）により入学者決定事務の終了を通知する。

第10 入学辞退届の提出

入学許可予定者のうち、保護者の転勤等の事情により入学を辞退する者は、入学辞退届（様式12）を本校校長に速やかに提出する。

第11 本人得点の開示

第11-1 受検者又は受検者の保護者（以下「受検者等」という。）の手続

(1) 受検者等は、適性検査等の本人得点の開示請求書（様式は本校校長が定める。以下「開示請求書」という。）により、本校校長に対して適性検査等における本人得点の開示を請求することができる。その際、受検票や身分証明書など、本人確認ができるものを提示すること。ただし、保護者が開示を請求する場合は、受検票と保護者の本人確認ができるものの両方を提示すること。

また、受検者等は、請求時に検査得点表（様式14）の交付日等が記載された受付票（様式は本校校長が定める。）を受領する。

なお、上記の手続きによらず、SaaS型共同電子申請サービス（以下「電子申請」という。）により開示を請求することができる。

(2) 受検者等は、請求時に受領した受付票に記載された交付日以降に、附属小学校の窓口で受付票を提示し、受検票や身分証明書などにより本人確認を受けた後、受付票と引換えに検査得点表（様式14）を受領する。電子申請を利用した場合は、電子メールで通知された交付日以降に、附属小学校の窓口で通知内容を提示し、受検票や身分証明書などにより本人確認を受けた後、検査得点表を受領する。ただし、保護者が受領する場合は、受検票と保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）を提示すること。

また、交付期限は、受付票に記載された交付日から3か月とし、交付期限までに受検者等が受領に来なかった場合は、当該請求を無効とする。

第11-2 本校校長の手続

(1) 受検者等から本校校長に適性検査等の本人得点の開示請求があった場合、本校校長は受検者等であることを受検票や身分証明書などで確実に確認の上、開示請求書により請求を受け付ける。ただし、保護者から開示請求があった場合には、受検票と保護者の本人確認ができるものの両方を確認の上、請求を受け付けること。また、本校校長は、受付時に検査得点表（様式14）の交付日等

を記載した受付票を交付する。電子申請による適性検査等の本人得点の開示請求があった場合、本校校長は、請求内容を審査し、請求を受け付ける。

- (2) 本校校長は、適性検査等の本人得点の開示に当たり、受検者等に受付票を提示させるとともに、受検者等であることを受検票や身分証明書などで確認の上、受付時に受検者等に交付した受付票に記載した交付日以降に、受付票と引換えに、当該受検者の検査得点表（様式14）を個別に交付する。ただし、交付の対象が保護者である場合は、保護者であることを、受検票、保護者の本人確認ができるもの及び受検者と保護者との関係を証明するもの（住民票の写しなど）で確認の上、交付する。

なお、開示請求書は当該募集における合格発表日以後に受け付けることとし、検査得点表（様式14）の交付日については本校校長が定める。

- (3) 実施要綱に基づく開示請求は、令和7年8月29日（金）を受付終了日とする。

なお、実施要綱に定める受付開始日から受付終了日までの期間以外における開示請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき行うものとする。

第12 受検上の配慮

- (1) 障害のある受検者のうち障害による適性検査等実施上の配慮を希望する者は、令和6年9月27日（金）までに、受検上の配慮申請書（様式15）により、本校校長に申請する。

適性検査等の実施は通常受検者と同様とする。ただし、通常検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法（解答用紙の拡大、補聴器、介助者（代筆者を含む。）の同行等）、検査時間及び検査会場について適切な配慮を行う。

受検上の配慮申請を受け付けた本校校長は、受検上の配慮申請の内容にかかわらず、速やかに都立学校教育課高等学校教育課入学選抜担当に報告し、協議する。

- (2) 事故や病気等により、通常適性検査等の方法で受検することが困難な受検者で、適性検査等受検上の配慮を希望する者は、状況発生後直ちに受検上の配慮申請書（様式15）により、本校校長に申請する。

適性検査等の実施は通常受検者と同様とする。ただし、通常検査方法では受検が困難と認められる者については、検査問題等の程度を変えない範囲で、検査方法、検査時間及び検査会場について適切な配慮を行う。

受検上の配慮申請を受け付けた本校校長は、受検上の配慮申請の内容にかかわらず、速やかに都立学校教育課高等学校教育課入学選抜担当に報告し、協議する。

なお、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条により小学校長が出席停止にすることができるインフルエンザ等の学校感染症（新型コロナウイルス感染症を含む。）に罹患した者は、受検することはできない。ただし、幼稚園長等が出席停止を解除している場合又は症状により医師が感染のおそれがないと認める場合において、受検を認める。その際、受検上の配慮申請書（様式15）により別室による受検等を申請する場合は、医療機関からの証明書や幼稚園長等がインフルエンザ等による出席停止を解除していることについて証明する書類を添付すること。

- (3) 受検上の配慮申請後、志願を取りやめる場合、申請者は速やかに本校校長に志願の取りやめの連絡をする。

第13 その他

募集案内に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

< 1 > 出願に要する書類等

(1) インターネット出願者

インターネット出願後に、以下の①～③の必要書類を各自で用意した角型2号の封筒に入れ、特定記録郵便（立川郵便局に必着（郵便局留め））により郵送する。

入力可能期間	令和6年10月 1日（火）から10月22日（火）午後5時まで
出願に要する書類 受付期間 （立川郵便局留）	令和6年10月15日（火）から10月22日（火）まで
出願サイト URL 及び二次元コード	https://mirai-compass.net/usr/tyotckse/common/login.jsf 
結果照会サイト URL 及び二次元コード	https://www.go-pass.net/tyotckse/ 

- ① 住民票記載事項証明書（様式応2）（令和6年9月1日以降に区市町長が発行したもの）
- ② 応募資格審査関係書類（該当者のみ）※ **必ず書類を学校に取りに来てください。**
応募資格審査の詳細については、第3-2 応募資格審査等が必要な場合及び19～22ページを参照。該当する場合は、①の提出は不要
- ③ 入学考査料（2,200円）領収証書（**納付書による納付をした場合のみ、アップロードが必要。出願サイト上で決済した場合は、アップロードは不要**）
所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で入学考査料を納め、領収証書の画像を出願サイトにアップロードする（志願者氏名、領収日付印が確認できる画像）。
一旦納付された入学考査料の還付はしない。
※ **出願サイトから出力したラベルを、各自で用意した角型2号の封筒の宛名面（願書部分は送付不要）に貼り付け、各自で「〒190-8799 立川郵便局留」と書くこと。**

[インターネット出願者 提出書類等一覧表]

	提出書類	必要部数及び注意事項等
①	住民票記載事項証明書	1部 (住民票の写しは受け取れない。)
②	応募資格審査関係書類 (該当者のみ) ※	各1部 (該当する場合は、①の提出は不要)
③	(入学考査料 領収証書)	提出は不要 (納付書による納付をした場合のみ、アップロードが必要。出願サイト上で決済した場合は、アップロードは不要)

※ 応募資格審査関係書類は、第3-2 応募資格審査等が必要な場合のいずれかに該当する場合に提出する。詳細は19～22ページを参照する。

(2) **紙出願者** (インターネット出願ができない場合の出願)

- ① 入学願書 (「一般枠募集」 (様式1)) (記入の仕方は11～12ページを参照)
 - ② 住民票記載事項証明書 (様式応2) (令和6年9月1日以降に区市町長が発行したもの)
 - ③ 応募資格審査関係書類 (該当者のみ) ※ **必ず書類を学校に取りに来てください。**
 応募資格審査の詳細については、第3-2 応募資格審査等が必要な場合及び19～22ページを参照。該当する場合は、②の提出は不要
 - ④ 一般枠募集第1次 (抽選) 用番号通知書 (様式3)
 - ⑤ 入学考査料 (2, 200円) 領収証書
 所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で入学考査料を納め、領収印の押印された領収証書を第1次 (抽選) 用番号通知書 (様式3) に貼り付ける。
 一旦納付された入学考査料の還付はしない。
 - ⑥ 返送用封筒2枚 (注意事項は16、18ページ参照)
 ※ 2枚とも、封筒表面に「郵便番号、住所、志願者氏名」を記入する。
 - ⑦ 返送用切手
 封筒2枚とも、320円分の切手を返送用封筒に貼り付ける。
- | | 基本料金
(定形内 50g) | 特定記録 加算料金 | 計 |
|--------|-------------------|-----------|------|
| 特定記録郵便 | 110円 | 210円 | 320円 |
- ⑧ 第1次 (抽選) 立会人承諾書 (様式3別紙) (提出任意。立会人に指名されることを承諾する場合に提出する。)
 - ⑨ 出願書類送付用封筒 (封筒)
 封筒表面に「郵便番号、住所、志願者氏名、性別」を記入する。

[紙出願者 提出書類等一覧表]

	提出書類	必要部数及び注意事項等
①	入学願書	1部
②	住民票記載事項証明書	1部
③	応募資格審査関係書類 (該当者のみ) ※	各1部 (該当する場合は、②の提出は不要)
④	第1次 (抽選) 用番号通知書	1部
⑤	入学考査料 領収証書	1枚 (④第1次 (抽選) 用番号通知書に貼付)
⑥	返送用封筒	2枚 (必要事項を記入)
⑦	返送用切手	640円分 (320円×封筒2枚分) (⑥返送用封筒の2枚に、それぞれ貼付)
⑧	第1次 (抽選) 立会人承諾書 (提出任意)	1部 (立会人に指名されることを承諾する場合に提出。 立会人は、本様式を提出した者の中から本校校長が定める。)
⑨	出願書類 送付用封筒	1枚 (必要事項を記入)

※ 応募資格審査関係書類は、第3-2 応募資格審査等が必要な場合のいずれかに該当する場合に提出する。詳細は19～22ページを参照する。

<2> 【紙出願者の場合】 入学願書の記入例（一般枠）

（様式1）

令和7年度男子のみ点線部分を切り取ってください。

東京都立立川国際中等教育学校附属小学校入学願書

立川国際中等教育学校附属小学校長 殿

校受検票

一般

性別欄の記載が「男」の場合、点線部分に沿って左上端を切り取ること。

生年月日は、
和暦（平成〇〇年〇月〇日）、
西暦（〇〇〇〇年〇月〇日）の
どちらの表記でもかまいません。

どちらかを○で囲む。

有・無

受検票※

氏名	立川 花子	フリガナ	タチカワ ハナコ
生年月日	平成30年8月8日	検査日時	令和6年11月23日(土)及び24日(日) *集合時刻等は受検票返送時に連絡する。
現住所 (出願時の住所)	〒185-8520 東京都国分寺市泉町2-2-26	受検番号	※
入学日までに転居予定の人は入学後の住所	〒	筆記	※
通学経路	自宅 15分 徒歩 西国分寺 6分 中央線 立川 9分 学校 バス	インターネット	※
在籍する園等	国分寺中央幼稚園	運動遊	※
現住所 (受検票、通知書等の送付住所)	〒 同上 自宅電話番号 042 (524) 3903 日中つながる電話番号 090 (△△△△) △△△△	集団活動	※
入学日までに転居予定の人は入学後の住所	〒	筆記	※

令和6年9月1日以降撮影の写真を貼ってください。
写真を貼る前に、写真裏面に氏名をボールペンで書いてください。

緑上げ合格の通知をする場合がありますので、必ず連絡がとれる電話番号（携帯電話など）を記入してください。

記入日を書いてください。

事実と異なる記載によって入学したと認められた場合は、入学を取り消されても異存ありません。

- * この受検票は、検査時に必要なので、必ず持参すること。
- * この受検票は、入学手続をする時及び得点等の開示請求の時に必要なのでなくさないこと。
- * この受検票は、第1次通過者のみ送付する。

保護者氏名 立川 春雄

志願者との続柄 父

令和6年 10 月 17 日

「通学経路」について

- ・記入例及び下の例を参考に、自宅から書き始めて、最後は学校で書き終わってください。

(例1)

自宅	20分	徒歩	学校
----	-----	----	----

(例2)

自宅	6分	徒歩	国立駅北口	8分	バス
北第一公園西	10分	徒歩	学校		

(例3)

自宅	3分	徒歩	一橋学園	3分	多摩湖線
国分寺	8分	中央線	立川	9分	バス
			学校		

- ※ 交通手段については、鉄道会社の名称は省略し、路線名のみ記入してください。バスの場合は、バス会社の名称は省略し、「バス」と記入してください。

×JR 中央線→○中央線 ×立川バス→○バス
×くっこ→○バス

- ※ 発駅から着駅（バス停等含む）の間に掛かる時間は、単位を「分」で記入してください。

- ※ 立川駅から学校（立川国際中等教育学校）までは、バスで9分です。

- ※ 1行で書き切れない場合は、2行になっても構いません。

- ・出発時に予定している経路を記入してください。入学時に最終確認をします。

入学願書記入上の注意

- 1 入学願書の記入には、消せるペンではなく、必ず通常のインクのボールペン又は万年筆を使ってください。
- 2 海外帰国・在京外国人児童枠募集併願の有無の欄は、該当する方を○で囲んでください。
- 3 住所の欄の記入は、丁目、番地等の区分表記を省略しても構いません。
例「東京都新宿区西新宿二丁目8番1号」→「東京都新宿区西新宿2-8-1」
- 4 性別欄の記載が「男」の場合、点線部分に沿って左上端を切り取ってください。
- 5 志願者の氏名の欄には、住民票に記載されているとおりの氏名を記入してください。外国籍を有し住民票に記載されていて、受検票に通称名のみ記載を希望する者は、志願者の氏名の欄は本名の後に通称名を（ ）を付して記入してください。この場合、受検票の受検者氏名の欄については、通称名だけで差し支えありません。
- 6 出願日以降入学日までの間に転居することが確実な者は、転居予定先の住所を「入学日までに転居予定の人は入学後の住所」欄に記入してください。
- 7 在籍する園等の欄には、出願日現在、在籍している幼稚園、保育園、こども園及び他の就学前教育施設（インターナショナルスクールの幼稚部を含むプリスクールや、海外の現地校に在籍している場合はその名称）を記入してください。いずれにも在籍していない場合には、斜線を引いてください。
- 8 **通学経路**は、上の記入例及び左の「通学経路」について、自宅から学校までの利用駅及び所要時間（分）を記入してください。
- 9 ※欄は学校が使用します。記入しないでください。

<3> 【全員必要】住民票記載事項証明書の記入例

((様式応2) (A4判))

住民票に記載されているとおりの表記でご記入ください。

住民票記載事項証明書						
①住所	②世帯主氏名			立川 春雄		
	東京都国分寺市泉町2丁目2番26号					
③氏名	④生年月日	⑤住所を定めた年月日	⑥世帯主との続柄	⑦性別	⑧国籍・地域	
立川 春雄	昭和□□年□月□日	平成□□年□月□日	世帯主	男		
立川 夏美	昭和□□年□月□日	平成□□年□月□日	妻	女		
立川 花子	平成30年8月8日	平成□□年□月□日	子	女		

※都立小学校 使用欄
旅・在・他

・指定された通学区区域内に住所を有する場合は、志願者と保護者(原則父母)についてのみ、証明を受けてください。

(兄弟等がいる場合でも記載はしないでください。)

<応募資格審査等が必要な場合>

- ・親族等の「住民票記載事項証明書」として用意する場合は、(参考様式)同居同意書に自署した人(同意者)について証明を受けてください。
- ・身元引受人の「住民票記載事項証明書」として用意する場合は、(様式応5)身元引受人承諾書に自署した人について証明を受けてください。

※ 住民票の写しは、受け取れません。ご注意ください。

区市町長氏名

公印

- (注意)
- 1 証明を要する者について、住民票に記載されているとおり、枠内に記入し、令和6年9月1日以降に証明を受けること。
 - 2 区市町所定の様式も使用できる。ただし、上記①から⑦までに該当する項目が含まれていること。
 - 3 志願者が外国籍の場合は、⑧の国籍・地域についても証明を受けること(志願者以外については証明の必要はない)。
なお、住民票に通称名が記載されている場合は、「氏名」欄に括弧書きで通称名の証明を受けること。

必ず区市町役場で
証明印をもらってください。

（様式3）

一 般 枠 募 集 第1次（抽選）用番号通知書

志願者氏名を記入してください。

志願者氏名

立川 花子

第1次（抽選） 有 ・ 無

記入しないでください。

あなたの東京都立立川国際中等教育学校附属小学校長が決定における第1次（抽選）用番号を

通知します。

記入しないでください。

第1次（抽選）用番号 番

令和6年 月 日

記入しないでください。

東京都立立川国際中等教育学校附属小学校長

横田 雅博

公印

領収証書をこの点線内に貼り付けてください。

領
収
証
書
貼
付
欄

貼る前に領収証書を確認してください。

1 金融機関（銀行・郵便局等）の領収印はあるか。

2 端の色と金額は合っているか。

茶色（2, 200円）です。

入学考査料は、納付書裏面に記載の納付場所で納付してください。
ただし、納付したものは、いかなる理由でも還付しません。

入学考査料納付後の領収証書は、入学願書受付の際に必要なので、
領収証書貼付欄に貼り付けてください。

（ の り し ろ ）

< 5 > 【紙出願者のみ】第1次（抽選）立会人承諾書の記入例 ※ 任意提出です。

（様式3）別紙

一 般 枠 募 集 第 1 次（抽 選）立会人承諾書

記入日を書いてください。

令和6年 10 月 17 日

東京都立立川国際中等教育学校附属小学校長 殿

保護者氏名（自署） 立川 春雄

志願者との続柄 父

志願者の性別 女

東京都立立川国際中等教育学校附属小学校における第1次（抽選）の立会人として指名された場合、下記の者が立ち会うことを承諾します。

記

フリガナ タチカワ ハルオ

立ち会う保護者氏名 立川 春雄
（自署）

志願者との続柄 父

住 所 〒 1 8 5 - 8 5 2 0

東京都国分寺市泉町 2 - 2 - 2 6

連絡先電話番号 0 9 0 - △△△△ - △△△△

必ず日中に連絡がとれる電話番号(携帯電話など)を記入してください。

- （注意）
- 1 第1次（抽選）は、出願者の保護者の中から立会人を指名して行う。
 - 2 立会人に指名されることを承諾する場合に、この様式を提出する。
 - 3 立会人に指名する保護者にのみ、出願開始日以降、令和6年11月8日（金）までに連絡をする。立会人とならない場合は連絡しない。

< 6 > 提出書類等チェックリスト

(1) インターネット出願者

提出書類	注意事項	参照	確認
住民票記載事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 必要事項の記入もれはありませんか。 令和6年9月1日以降に区市町長が発行したものですか。 住民票の写しは受け取れません。 志願者と保護者（原則父母）についてのみ、証明を受けていますか。 	13ページ	
応募資格審査関係書類 (応募資格審査が必要となる志願者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 必要書類は学校から受け取りましたか。 必要書類等の提出もれ、記入もれはありませんか。 	19～22ページ	
入学検査料 領収証書 (納付書による納付をした場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 納付書による納付をした後、領収証書の画像を出願サイトにアップロードしましたか。 (領収証書を提出する必要はありません。) 	3・9ページ	
出願書類 送付用封筒	<ul style="list-style-type: none"> 出願サイトから出力したラベルを、宛名面に貼り付けましたか。貼り付けない場合は、必要項目を全て手書きしましたか。 	17ページ	

(2) 紙出願者（インターネット出願ができない場合の出願）

提出書類	注意事項	参照	確認
入学願書	<ul style="list-style-type: none"> 必要事項の記入もれはありませんか。 写真2枚の裏面に、氏名をボールペンで書きましたか。 写真2枚を指定の位置に貼り付けてありますか。 	11～12ページ	
住民票記載事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> 必要事項の記入もれはありませんか。 令和6年9月1日以降に区市町長が発行したものですか。 住民票の写しは受け取れません。 志願者と保護者（原則父母）についてのみ、証明を受けていますか。 	13ページ	
応募資格審査関係書類 (応募資格審査が必要となる志願者のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 必要書類は学校から受け取りましたか。 必要書類等の提出もれ、記入もれはありませんか。 	19～22ページ	
第1次（抽選）用 番号通知書	<ul style="list-style-type: none"> 志願者氏名の記入もれはありませんか。 	14ページ	
第1次（抽選）立会人 承諾書（提出任意）	<ul style="list-style-type: none"> 必要事項の記入もれはありませんか。 	15ページ	
入学検査料 領収証書	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の領収印はありますか。 第1次（抽選）用番号通知書に貼り付けてありますか。 	4・10・18ページ	
返送用封筒	<ul style="list-style-type: none"> 封筒2枚とも、それぞれ320円分の切手を貼り付けましたか。 封筒2枚とも、郵便番号・住所・志願者氏名の記入もれはありませんか。 		

※ ボールペン、万年筆等で記入してください。「消せるペン」等の筆記用具は使用不可です。

＜7＞出願書類の郵送方法

ボールペン、万年筆等で記入してください。「消せるペン」等の筆記用具は使用不可です。

(1) インターネット出願者 ※ 丸番号は9ページ参照

例

※ 角型2号の封筒をご用意ください。

〒190-8799 立川郵便局留

例を見ながら、各自で「〒190-8799 立川郵便局留」と書くこと。

枠内に、出願サイトから出力したラベルを、糊ではがれないようにしっかりと貼り付けてください。

〒190-0012 特定記録郵便
立川市曙町3丁目29番37号 出願書類在中
東京都立立川国際中等教育学校附属小学校長 殿

①住民票記載事項証明書
又は
②応募資格審査関係書類
※ 該当者のみ。②に該当する場合は、①の提出は不要

①住民票記載事項証明書
又は
②応募資格審査関係書類

左記の①又は②のどちらかを郵送してください。複数枚になる場合はクリップ留めしてください。左記以外の書類は入れないでください。※ 願書部分は送付不要です。

【郵送方法及び送料について】

- ・ 出願書類送付用として、角型2号の封筒を使用してください。
- ・ 令和6年10月15日(火)から10月22日(火)までに立川郵便局に必着するよう、郵便局留の特定記録郵便により郵送してください。
- ※ **本校への持参による出願は受け付けません。**
- ・ 郵送の受付は、郵便局窓口にて直接行う必要があります。**郵便ポストへの直接投函による特定記録郵便の送付はできません。**
- ・ 送料について(例)

	※基本料金 (定形外 50g まで)	特定記録 加算料金	送料計
特定記録郵便	140円	210円	350円

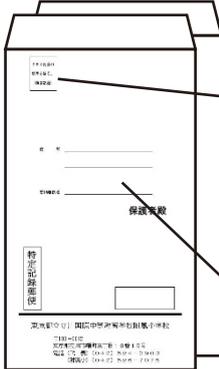
※ 内容物の重量によって、送料は異なります。

詳しくは最寄りの郵便局までお問い合わせください。

(2) 紙出願者 (インターネット出願ができない場合の出願)

※ 丸番号は10ページ参照

⑥返送用封筒 (2枚)



⑦ 2枚とも320円分の切手を貼ってください。

2枚とも郵便番号、住所、志願者氏名を記入してください。

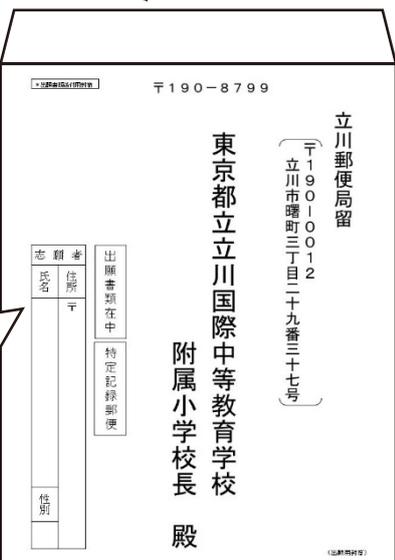
①入学願書

②住民票記載事項証明書
又は
③応募資格審査関係書類
※ 該当者のみ。③に該当する場合は、②の提出は不要

④第1次(抽選)用番号通知書
※ ⑤入学考査料の領収証書を貼付してください。

⑧第1次(抽選)立会人承諾書(提出任意)

⑨出願書類送付用封筒



住所・氏名・性別を記入してください。

立川郵便局留
〒190-0012
立川市曙町三丁目二十九番三十七号

東京都立立川国際中等教育学校
附属小学校長 殿

<u>一番上</u>	⑥ (⑦を貼付)	左記の順に重ねて、 <u>クリップ留め</u> のうえ、郵送してください。
↑	①	
↑	②又は③	
↑	④ (⑤を貼付)	
<u>一番下</u>	⑧ (提出任意)	

【郵送方法及び送料について】

- 出願書類送付用封筒(学校で配布した封筒)を使用してください。
- 令和6年10月15日(火)から10月22日(火)までに立川郵便局に必着するよう、郵便局留の**特定記録郵便**により郵送してください。
※ 本校への持参による出願は受け付けません。
- 郵送の受付は、郵便局窓口にて直接行う必要があります。**郵便ポストへの直接投函による特定記録郵便の送付はできません。**
- 送料について(例)

	※基本料金 (定形外50gまで)	特定記録 加算料金	送料計
特定記録郵便	140円	210円	350円

※ 内容物の重量によって、送料は異なります。

詳しくは最寄りの郵便局までお問い合わせください。

< 8 > 応募資格審査について

次の者は、応募資格審査の対象となり、関係書類が必要となる。特別の事情として認められる事情及び必要書類については、22ページを参照する。

なお、必要書類は附属小学校で配布する。

1 通学区域外在住者で入学日までに通学区域内に転入することが確実な者

一 応募資格

次の(1)に該当し、かつ(2)に該当する者

- (1) 平成30年4月2日から平成31年4月1日までに出生した者
- (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）とともに、令和7年4月の入学日までに、児童にとって通学が大きな負担とならない住居所在地として東京都教育委員会が定めた地域（以下「通学区域」という（別表）。）内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き通学区域内から通学することが確実な者。ただし、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により通学区域内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

なお、本校へ入学手続をするため、一時的に通学区域内に住所を有し、入学後再び通学区域外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

（別表）本校の通学区域 ※ この表は、令和7年度本校の通学区域を記載している。

区部	新宿区	世田谷区	渋谷区	中野区	杉並区	練馬区	
市町部	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市
	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市
	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市
	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	瑞穂町	日の出町

二 出願方法

- (1) 提出期間
出願受付期間とする（入力期間にインターネット出願を行い、かつ書類提出期間に出願に要する書類を立川郵便局に必着するよう、特定記録郵便（郵便局留）により提出した出願のみ受け付ける。）。
- (2) 提出先
本校校長（窓口へ直接の出願は認めない。）
- (3) 出願に要する書類等（附属小学校の窓口で直接配布を受けること。）
一般枠募集に関する様式
ア 東京都立立川国際中等教育学校附属小学校出願承認申請書（様式応1）
イ 転居に関する申立書（様式応3）
ウ 転居を証明する書類
（ア）新たに通学区域内に住居を持つ場合
当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等
（イ）既に通学区域内に在住している親族等と同居する場合
親族等の住民票記載事項証明書（様式応2）（令和6年9月1日以降に区市町長が発行したもの）及び同居同意書（様式任意）
エ 入学考査料 2,200円
出願サイト上での決済又は所定の納付書による納付とする。納付書による場合は、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書の画像をアップロードする。
オ 前記一の(2)ただし書に該当する場合は、特別の事情を示す書類
（ア）理由書（様式応6）
志願者が父母のどちらか一方と通学区域内に同居した方が身上監護を受けられる理由を明記すること。
（イ）父母どちらか一方が通学区域内に志願者と同居できない理由を証明する書類

※ 特別の事情として認められる事情及び必要書類（22ページ）を参照し、該当の書類を提出する。

カ 入学願書（「一般枠募集」（様式1））

出願サイト上に志願者情報等を入力する。

キ 第1次（抽選）立会人承諾書（提出任意。立会人に指名されることを承諾する場合に提出する。立会人は、本様式を提出した者の中から本校校長が定める。）

なお、やむを得ない事情により、インターネット出願ができない場合は、4ページを参照する。

三 その他

- (1) 応募資格の審査は本校校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。
- (3) 入学日までに、本校校長に住民票記載事項証明書（様式応2（申請した通学区域内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの））を提出する。

2 海外在住者で入学日までに通学区域内に転入することが確実な者

一 応募資格

次の(1)に該当し、かつ(2)に該当する者

- (1) 平成30年4月2日から平成31年4月1日までに出生した者
- (2) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下「保護者」という。）とともに、令和7年4月の入学日までに、児童にとって通学が大きな負担とならない住居所在地として東京都教育委員会が定めた地域（以下「通学区域」という。（別表））内に転入し、入学後も保護者と同居し、引き続き通学区域内から通学することが確実な者。

ただし、保護者については、以下の場合も含む。

ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情のために通学区域内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（応募資格の審査を受け、承認を得た場合に限る。）。

イ 日本国籍を有する志願者で、特別の事情のために保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる通学区域内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、通学区域内に志願者と同居することが確実であること。

なお、本校へ入学手続をするため、一時的に通学区域内に住所を有し、入学後再び通学区域外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する場合は、応募することはできない。

（別表）本校の通学区域 ※ この表は、令和7年度本校の通学区域を記載している。

区部	新宿区	世田谷区	渋谷区	中野区	杉並区	練馬区	
市町部	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市
	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市
	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市
	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	瑞穂町	日の出町

二 出願方法

- (1) 提出期間
出願受付期間とする（入力期間にインターネット出願を行い、かつ書類提出期間に出願に要する書類を立川郵便局に必着するよう、特定記録郵便（郵便局留）により提出した出願のみ受け付ける。）。
- (2) 提出先
本校校長（窓口へ直接の出願は認めない。）
- (3) 出願に要する書類等
一般枠募集に関する様式

- ア 帰国等に関する申立書（様式応4）
- イ 転居を証明する書類
 - (7) 新たに通学区域内に住居を持つ場合
当選通知書の写し（公共住宅）、確認済証（建築物）の写し、契約書の写し（売買、賃貸）、転居証明書（社宅等）等
 - (イ) 既に通学区域内に在住している親族等と同居する場合
親族等の住民票記載事項証明書（様式応2）（令和6年9月1日以降に区市町長が発行したもの）及び同居同意書（様式任意）
- ウ 入学考査料 2,200円
出願サイト上での決済又は所定の納付書による納付とする。納付書による場合は、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書の画像をアップロードする。
- エ 前記一(2)アに該当する場合は、理由書（様式応6）及び保護者が同居できない理由を証明する書類
- オ 前記一(2)イに該当する場合は、保護者が帰国できない理由を証明する書類（海外勤務証明書（様式附小帰国2）等）及び身元引受人承諾書（様式応5）
- カ 入学願書（「一般枠募集」（様式1））
出願サイト上に志願者情報等を入力する。
- キ 第1次（抽選）立会人承諾書（提出任意。立会人に指名されることを承諾する場合に提出する。立会人は、本様式を提出した者の中から本校校長が定める。）
なお、やむを得ない事情により、インターネット出願ができない場合は、4ページを参照する。

三 その他

- (1) 応募資格の審査は本校校長が行い、出願を承認したときは入学願書を受理する。
- (2) 応募資格に違反し、又は事実と反する記載により出願を承認された者は、出願の承認を取り消すものとする。
- (3) 入学日までに、本校校長に住民票記載事項証明書（様式応2（申請した通学区域内の住所に本人及び保護者が転居したことを確認できるもの））を提出する。
なお、前記一(2)イに該当する場合は、入学日に、本人及び身元引受人の住民票記載事項証明書を提出するとともに、1年以内に保護者が帰国した時点で、保護者の住民票記載事項証明書を提出する。

※ 様式応1、様式応3～様式応6、様式13及び同居同意書（参考様式）については、附属小学校で該当者に配布する。

＜特別の事情として認められる事情及び必要書類＞

応募資格審査取扱要項の該当項目	父母の一方が通学区域内に志願者と同居できない特別の事情	父母のどちらか一方が通学区域内に志願者と同居できない理由を証明する書類
1、2	<p>父母のどちらか一方が<u>通学区域内に志願者と同居できない理由が、介護、病気療養（又は出産）のためであり、志願者にとって、通学区域内に転入（在住）する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</u></p> <p>※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とします。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはなりません。</p> <p>※ 病気療養については、志願者の保護者及び志願者の兄弟姉妹が病気療養中である場合を対象とします。</p>	<p>[介護の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>介護保険被保険者証</u> <p>[病気療養の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書（通学区域内に転居できない理由が記載されているもの） <p>[出産の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>母子健康手帳</u> <p>※ <u>上記二重下線の書類</u>については写しを提出してください。ただし、合格後、入学日までに原本を提示して確認を受けてください。</p>
1	<p>父母のどちらか一方が<u>通学区域内に転入する理由が、介護のためであり、志願者にとって、通学区域内に転入する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</u></p> <p>※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とします。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>介護保険被保険者証</u> <p>[通学区域内に転入できない父又は母]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他道府県、都内通学区域外における勤務証明書等 <p>※ <u>上記二重下線の書類</u>については写しを提出してください。ただし、合格後、入学日までに原本を提示して確認を受けてください。</p>
1、2	<p>父母のどちらか一方が<u>通学区域内に志願者と同居できない理由が、父と母が離婚調停中のためであり、志願者にとって、通学区域内に転入（在住）する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事件係属証明書等
2	<p>日本国籍を有する志願者の父母のどちらか一方が<u>通学区域内に志願者と同居できない理由が、海外勤務の継続のためであり、志願者にとって、海外から通学区域内に転入又は通学区域内に在住する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合</u></p> <p>※ 父母の両方が帰国できない場合は、保護者に代わる通学区域内在住の身元引受人がいること、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母の一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、通学区域内に志願者と同居することが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・海外勤務証明書（様式附小帰国2）

<9> Q & A

Q 1 通学区域外や海外に住んでいる場合、どのような手続が必要ですか。

A 1 応募資格の審査が必要になります。
本募集案内19～22ページ「<8> 応募資格審査について」を参照ください。
必要書類は附属小学校の窓口で配布しますので、必ず受け取りに来てください。

Q 2 障害のある志願者が受検する場合、どのような手続が必要ですか。

A 2 「受検上の配慮申請書(様式 15)」を提出してください。詳しくは、本校までお問い合わせください。

Q 3 検査の実施日前日や当日にけがをしてしまった場合は、どのような手続が必要ですか。

A 3 至急、直接本校までご相談ください。(042-526-7075)

Q 4 検査当日の持ち物と注意することは、どんなことがありますか。

A 4 受検票、上履き(「運動遊び」に適したもの)及び靴を入れる袋を持ってきてください。
筆記用具や消しゴムは、持参する必要はありません。本校が用意するものを使います。
服装は動きやすいものとしてください。
携帯電話や腕時計型の端末などの通信機器の持ち込みは許可しません。

Q 5 検査の本人得点は、どのようにすれば知ることができますか。

A 5 本人得点の開示請求は当該募集における合格発表日以後に受け付けます。検査得点表(様式14)の交付開始日は令和7年2月12日(水)(予定)です。請求及び交付を受ける際の詳細については、本募集案内の7ページ「第11 本人得点の開示」をご確認ください。必要な書類は以下のとおりです。

① 請求する際に必要なもの

受検者本人	・受検票
保護者の方	・受検票 ・保護者本人であることを証明できる公的機関発行の身分証明書(運転免許証、パスポート、健康保険証など)

※ 交付期限は、受付票に記載された交付日から3か月です。交付期限までに受検者等が受領に来なかった場合は、当該請求を無効とします。

本募集案内に基づく開示請求は、令和7年8月29日(金)を受付終了日とします。

② 検査得点表の交付を受ける際に必要なもの

受検者本人	・請求時に交付した受付票 ・受検票
保護者の方	・請求時に交付した受付票 ・受検票 ・保護者本人であることを証明できる公的機関発行の身分証明書(運転免許証、パスポート、健康保険証など) ・受検者と保護者との関係を証明するもの(住民票の写しなど)

※ 交付開始日以降であれば、開示請求と交付は同日に行うことが可能です。